



# 埼玉県報

第 2 6 8 2 号  
平成 2 7 年 3 月 2 7 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則\(文書課\)](#)
- [埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則\(建築安全課\)](#)
- [学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則\(教職員課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(交通規制課\)](#)
- [職員の任用に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [地域手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則\(総務給与課\)](#)
- [教育長の教育委員会の許可を受けるべき地位を定める規則\(任用審査課\)](#)

### 訓令

- [技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令\(教職員課\)](#)

### 告示

- [情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [自動車税等の収納事務委託に係る告示\(税務課\)](#)
- [杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業環境影響評価書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [農業振興地域の区域の変更\(農業政策課\)](#)
- [荒川中部土地改良区の役員就任届\(大里農林振興センター\)](#)

- [車両制限令第3条第1項第3号に基づく道路の指定等\(道路環境課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [川越都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [宅地建物取引業者に対する監督処分\(建築安全課\)](#)
- [宅地建物取引業者に対する監督処分\(建築安全課\)](#)
- [宅地建物取引業者に対する監督処分\(建築安全課\)](#)
- [一般国道254号\(新座市大和田二丁目\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道深谷寄居線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道平方東京線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(公営企業・財務課\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(下水道管理課\)](#)

## 規 則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十二号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成元年埼玉県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

様式第六号中「**附**」を「**附**」に、「**附**」を「**附**」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十三号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和五十七年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

#### 四 脳神経外科

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十四号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第六条中「宅地建物取引主任者資格試験（）」を「宅地建物取引士資格試験（）」に、「宅地建物取引主任者資格試験合格証明交付申請書」を「宅地建物取引士資格試験合格証明交付申請書」に改める。

第十一条中「宅地建物取引主任者資格登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に改める。

第十二条中「宅地建物取引主任者に対する講習会受講承認申請書」を「宅地建物取引士に対する講習会受講承認申請書」に改める。

第十三条中「宅地建物取引主任者証を」を「宅地建物取引士証を」に、「宅地建物取引主任者証が」を「宅地建物取引士証が」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証紛失届出書」を「宅地建物取引士証紛失届出書」に改める。

第十八条第三項第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

様式第四号中「宅地建物取引主任者資格試験合格証明交付申請書」を「宅地建物取引士資格試験合格証明交付申請書」と、「宅地建物取引主任者資格試験に」と「宅地建物取引士資格試験に」と改める。

様式第五号中「宅地建物取引主任者資格登録消除申請書」を「宅地建物取引士資

「登録番号	（埼玉）第	号	「登録
格登録消除申請書」の	登録年月日	年 月 日	を登
取引主任者氏名			記宅

登録番号	（埼玉）第	号	に改める。
登録年月日	年 月 日	に改める。	
地建物取引士氏名			」

様式第六号中「宅地建物取引主任者に対する講習会受講承認申請書」を「宅地建物取引士に対する講習会受講承認申請書」と改める。

様式第七号中「宅地建物取引主任者証紛失届出書」を「宅地建物取引士証紛失届出書」及び「宅地建物取引主任者証を」を「宅地建物取引士証を」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。







を

68
68
68
69
69
69
69
69
70
70
70
71
72
73
74
75

に、

51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53

に、

59
59
59

を

58
58
59

に、

69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

に、

59
59
59
59
60

を

58
59
59
59

別表第十七二の表中

33
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

を

34
34

る。

50
50
50
50
50
51
51
51
51
51
51
52

を

48
49
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51

に改め

49
49
49
49

49
----

に、

75
75
75
75
75
75
75
75
75
75
75

を

74
74
74
74
74
74
74
74
74
74

に、

49
49
49
49
49

45
46
46
47

を

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48

別表第十七八の表中

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45

27
27
27
27
28
28

に改める。

20
20
21
21
21
21
21
21
22
22
22
22
22
22
23
23
23
23
23
23
24
24
24
24
24
25
25
25
25
25
26
26
26
26
26
27



# 規 則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

## 埼玉県教育委員会規則第十三号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

秩父市吉田太田部六 六四の二	秩父市立吉田小学校太田部 分校	三級
秩父市大滝四〇五八	秩父市立大滝中学校	一級

を

秩 六

父市吉田太田部六  
四の二

秩父市立吉田小学校太田部  
分校

三級

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 規則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

## 埼玉県教育委員会規則第十四号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	
特2級	3級
円	円
3,500	4,200
3,700	4,400
3,800	4,500
4,000	4,900
4,300	5,100
4,500	5,200
4,700	5,400
4,900	5,500
5,100	5,700
5,300	5,900
5,400	6,000
5,600	6,100
5,700	6,300
5,800	6,400
6,000	6,600
6,100	6,800
6,300	6,900
6,400	7,000
6,500	7,100
6,700	7,200
6,800	7,300
6,900	7,400
6,900	7,500
7,000	7,500
7,200	7,600
7,200	7,700
7,200	7,700
7,300	7,800

別表第二中	
特2級	3級
円	円
3,500	4,200
3,700	4,400
3,800	4,500
4,000	4,900
4,300	5,100
4,500	5,200
4,700	5,400
4,900	5,500
5,100	5,700
5,300	5,900
5,400	6,000
5,600	6,100
5,700	6,300
5,800	6,400
6,000	6,600
6,100	6,800
6,300	6,900
6,400	7,000
6,500	7,100
6,700	7,200
6,800	7,300
6,900	7,400
6,900	7,500
7,000	7,500
7,200	7,600
7,200	7,600
7,300	7,600
7,300	7,600
7,300	7,600

に改める。

別表第二中	
特2級	3級
円	円
3,500	4,200
3,700	4,400
3,800	4,500
4,000	4,900
4,300	5,100
4,500	5,200
4,700	5,400
4,900	5,500
5,100	5,700
5,300	5,900
5,400	6,000
5,600	6,100
5,700	6,300
5,800	6,400
6,000	6,600
6,100	6,800
6,300	6,900
6,400	7,000
6,500	7,100
6,700	7,200
6,800	7,300
6,900	7,400
6,900	7,500
7,000	7,500
7,200	7,600
7,200	7,700
7,200	7,700
7,300	7,800

別表第二中	
特2級	3級
円	円
3,500	4,200
3,700	4,400
3,800	4,500
4,000	4,900
4,300	5,100
4,500	5,200
4,700	5,400
4,900	5,500
5,100	5,700
5,300	5,900
5,400	6,000
5,600	6,100
5,700	6,300
5,800	6,400
6,000	6,600
6,100	6,800
6,300	6,900
6,400	7,000
6,500	7,100
6,700	7,200
6,800	7,300
6,900	7,400
6,900	7,500
7,000	7,500
7,200	7,600
7,200	7,700
7,200	7,700
7,300	7,800

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

6,800
6,900
7,100
7,200
7,200
7,200
7,200
7,300
7,300
7,300
4,500

に改める。

## 規 則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第十五号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」の下に「二千メートル未満」を加え、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二千メートル以上二千五百メートル未満 五万三千元

十 二千五百メートル以上 五万八千元

第六条第二項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする学校職員

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号において「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定による休職から復職したこと。

第六条第二項第七号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成二十六年改正条例附則第十項の規定による単身赴任手当の支給額）

2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年埼玉県条例第六十九号）附則第十項の規定により読み替えられた条例第九条の七第二項に規定する三万円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額は、二万六千円とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（学校職員の住居手当に関する規則の一部改正）

2 学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する学校職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員を除く。）」を加える。

## 規 則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十一条の三第三項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条の三第二項ただし書」を「第十一条の三第三項第一号」に改める。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 条例第十一条の三第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る学校職員の管理職手当に関する規則別表第一に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種 四千円
- 二 二種 三千円
- 三 三種及び四種 二千円

2 条例第十一条の三第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした指定管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。



## 規 則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第十七号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第一項」の下に「及び第二項第二号」を加え、「埼玉県の区域外で職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第二号)による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次条において「改正前の職員条例」という。)」第九条の二の規定に基づく調整手当を支給することとされていた地域」を「東京都の特別区の存する地域」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附則第二項を次のように改める。

(平成二十六年改正条例附則第十項の規定による地域手当の支給割合)

2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年埼玉県条例第六十九号。次項において「平成二十六年改正条例」という。) 附則第十項の規定により読み替えられた条例第九条の二第二項第一号に規定する百分の十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合は、百分の八とする。

附則第三項中「前項」を「前二項」に、「教育委員会」を「埼玉県教育委員会」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項の次に次の一項を加える

3 平成二十六年改正条例附則第十項の規定により読み替えられた条例第九条の二第二項第二号に規定する百分の十三を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合は、百分の十一とする。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第十八号

平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する

規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年埼玉県条例第六十九号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第六項から第八項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成二十六年改正条例附則第六項の教育委員会規則で定める学校職員）

第二条 平成二十六年改正条例附則第六項の埼玉県教育委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

一 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号。以下「初任給規則」という。）別表第十二から別表第十五までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした学校職員

二 切替日以降に降格（学校職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした学校職員

三 切替日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある学校職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第三十六条、職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号。以下この号において「公益的法人等派遣条例」という。）第六条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第十条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第十条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項及び職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定により休職にされていた期間

ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次号において「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

ホ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）第十二条第一項に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ヘ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしていた期間

ト 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

チ 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

リ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した学校職員

五 切替日以降に再任用学校職員異動（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員について行う勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした学校職員

六 前各号に掲げる学校職員のほか、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める学校職員

（平成二十六年改正条例附則第七項の規定による給料の支給）

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった学校職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった学校職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定

める額（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなるものには、切替日から平成二十八年三月三十一日までの間は、切替前給料月額と切替後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）を、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、差額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、差額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十六年改正条例附則第七項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あった場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降に降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、初任給規則第二十一条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている学校職員 平成二十六年改正条例第二条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。次号において「改正前の給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した学校職員（イに掲げる学校職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 再任用学校職員異動をした場合 次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定

める額

イ 当該再任用学校職員異動後において常時勤務を要する職を占める学校職員改正前の給与条別表第一から別表第四までの給料表の再任用学校職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（ロにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

ロ 当該再任用学校職員異動後において法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の当該再任用学校職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が定める場合 教育委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、切替日から平成二十八年三月三十一日までの間は、当該教育委員会の定める額とその者の受ける給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）を、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、差額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、差額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十六年改正条例附則第七項の規定による給料として支給する。

（平成二十六年改正条例附則第八項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける学校職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた学校職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（教育委員会の定める学校職員にあつては、教育委員会の定める額）（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しな

いこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける学校職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料を支給される学校職員でなくなつたものを除く。）には、切替日から平成二十八年三月三十一日までの間は、切替前給料月額と切替後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）を、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、差額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、差額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十六年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十六年改正条例附則第七項の規定による給料の額に相当する額を、平成二十六年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第五条 平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の学校職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、教育委員会は、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第 5 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

310 県道川越栗橋線	桶川市大字川田谷字稲荷2819番 1 地先から 桶川市泉二丁目352番 4 地先まで
311 県道上尾久喜線	久喜市下早見字内谷1836番 2 地先から 久喜市下早見字大谷1603番 1 地先まで
312 一般国道463号	さいたま市緑区東大門三丁目 1 番 1 地先から さいたま市緑区大字中尾字不動谷110番 2 地先まで
313 県道所沢堀兼狭山線	所沢市大字松郷312番 3 地先から 所沢市大字下富字武野828番 5 地先まで
314 狭山市道幹第57号線	狭山市上赤坂字富士見ノ丘291番 1 地先から 狭山市上赤坂字妻恋ヶ原602番36地先まで
315 一般国道468号（首都圏中央連絡 自動車道）	久喜市原字大谷724番 8 地先から 幸手市大字木立字流作1830番34地先まで
316 県道高速さいたま戸田線	さいたま市緑区大字三浦341番 1 地先から さいたま市中央区八王子一丁目502番 2 地先まで

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。

## 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六 八五

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六 一一）の一部を次のように改正する。

別表第四埼玉県立武道館管理規則（昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号）の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。



# 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬橋隆紀

埼玉県人事委員会規則七 九六五

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二二二）

の一部を次のように改正する。

別表第二ホの表中

	短大卒	
○	二・五	二・五
五	五	五
十	五	五
十三	三	十一
十七	四	十五
		四

を

短大二卒	短大三卒
------	------

に改める。

○	一	
二・五	六	五
八	五	三
十一	九	十三
十五	四	四

別表第六ホの表中

歯科技工士	
高校卒	短大卒
一級五号給	一級十五号給

を

歯科技工士	
短大二卒	短大三卒

に改める。

一級十五号給

一級二十一号給

別表第七イの表中

33
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

を

34
34
35
35
36

36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

に、

59
59
59
59
60

を

58
59
59
59
59

に、

59
59

96
96
96
96
96
96
96
96
96
96
97
97
97
97
97
98
99
100
100

に、

94
95
96
97
98
99
100
100
100
100
100
100
101
101
101
101
101
101
101
101

97
98
106
106
107
107
108
108
109
109
109
110
110
110
111
111

を

105
106
106
107
107
108
108
108
109
109
110
110

別表第七口の表中

90
91
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
98

を

89
90
90
91
91
92
92
93
94
95
96

15
15
16
16
16
16
17

を

13
14
14
14
14
14
14
15
15
15
15
16
16

に改める。

30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
33

を

28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31

に、

14
14
14
14
15
15

31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
33
33
33
34
34
35

に、

29
29
29
29
30

32
32
32
32
33
33
33
33
33
34
34
34
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37

を

29
30
30
30
30
31

を
50
50
50
50
50
50
51
51
51
51
51
51
51
51
51
51
51
52
52
52
52
52
52
52
52
53

に、

30
30
30
31
31
31

69
69
69
70
70
70
71
72
73
74
75

に、

51
51
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
55

59
を
58
58
59

に、

69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

を

68
68
68
69
69

に、

69
69
69
69
70
70
70
70
70
70
71
71
71

を

を

93
94
94
95
95
96

44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49

を

43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47

に、

42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
45

を

40
41
41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
43

に、

44
44

46
47
に、
に、
62
62
62
63
63
64
64
64
65

を

61
62
62
62
62
63
63
63
63
64

に、

41
41
41
41

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

別表第七八の表中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28

を

21
22
22
23
23
24
24
25
26
27

に、

31
31
32
32
32
32
33
33
33
34
34
35

を

30
30
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32

に改める。

42
42
43
43
44
44
44
44
44
44
44
44
45
45
45
45
45
45
46
46
47
47

に、

31
31

42
43
44
45
46
47
48
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
53
53
53
53
54
46
47
47

を

41
----

を
を
52
52
52
52
52
53
53
53
53
53
53
53
53
53
54
54
54
54
55
55
55
55
55
56
56
56
56

に、

68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83

に、

53
53
53
53
53
53
53
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
57

68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69
69
69

に、

69
69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77
78
79
80
を

別表第七への表中

86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94

を

12
12
12
13
13
13
13
14
14
14
14
15
15
15
16
16

に改める。

25
26
26
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27
27
27
28
28
28

に、

13
13
13
13
14
14
14
14
14
15
15
15
15
16
16
16
16
17

42
43
43
43
43
44
44
44
44

に、

26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
28
29
29
29
30
30
31

を

25
25

51
51
52

を

48
49
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
51
51
51

に、

43
43
44
44
45
45
46
46
47

を

75
75
75
75
75
75
75
75
75
75

を

74
74
74
74
74
74
74
74
74
74

に、

49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
51
51
51
51

47
----

を

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

に、

75
----

別表第七ホの表中

33
34
34
35
35
36
37
38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
44
44
44
45
45
46
46

30
31
31
31
31
31
31
32

に改める。

27
27
28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35

を

26
26
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30



## 規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七 九六六

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 三九七）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十八年埼玉県条例第二号（附則第八項から第十項）」を「平成二十年埼玉県条例第五十八号（附則第七項から第九項）」に改める。

別表第二イの表中「14,400円」を「14,300円」に、「16,000円」を「15,900円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九六七

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五五〇）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二千メートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二千メートル以上二千五百メートル未満 五万三千元

十 二千五百メートル以上 五万八千元

第六条第二項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号において「法」という。）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定による休職から復職したこと。

第六条第二項第七号中「復帰等」を「事由発生」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年埼玉県条例第五十八号）附則第十二項の規定により読み替えられた条例第十一条第二項に規定する三万円を超えない範囲内で委員会規則で定める額は、二万六千円とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（住居手当に関する規則の一部改正）

2 住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。



## 規 則

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九六八

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五七〇）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十六条の二第二項」を「第十六条の二第三項第一号」に改め、同条第二項中「第十六条の二第二項ただし書」を「第十六条の二第三項第一号」に改める。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 条例第十六条の二第三項第二号の委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第一に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種 六千円
- 二 二種 五千円
- 三 三種 四千円
- 四 四種 三千円
- 五 五種、六種及び七種 二千円

2 条例第十六条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした指定管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九六九

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―八四六）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一項」の次に「及び第二項第二号」を加え、「埼玉県の区域外で職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年埼玉県条例第二号）による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第九条の規定に基づく調整手当を支給することとされていた」を「東京都の特別区の存する」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附則第二項を次のように改める。

（平成二十六年改正条例附則第十二項の規定による地域手当の支給割合）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年埼玉県条例第五十八号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第十二項の規定により読み替えられた条例第九条の二第二項第一号に規定する百分の十を超えない範囲内で委員会規則で定める割合は、百分の八とする。

附則第四項中「及び第三項」を「から前項まで」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、同項を次のように改める。

4 平成二十六年改正条例附則第十二項の規定により読み替えられた条例第九条の三に規定する百分の十六を超えない範囲内で委員会規則で定める割合は、百分の十五とする。

附則第四項の前に次の一項を加える。

3 平成二十六年改正条例附則第十二項の規定により読み替えられた条例第九条の二第二項第二号に規定する百分の十三を超えない範囲内で委員会規則で定める割合は、百分の十一とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七 九七〇

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 八五六）の一部を次のように改正する。

別表口第五号区分の項第八号及び第九号中「職務の級が」の下に「二級若しくは特二級であったものうち人事委員会の定めるもの又は」を加え、同表第六号区分の項第八号中「二級であったものうち人事委員会の定めるもの又は特二級であったもの」を「二級であったもの（第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は特二級であったもの（第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）」に改め、同項第九号中「二級であったものうち人事委員会の定めるもの又は特二級であったもの」を「二級であったもの（第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの又は特二級であったもの（第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。）」に改め、同表第七号区分の項第八号中「二級であったもの（」の下に「第五号区分の項第八号及び」を加え、同項第九号中「二級であったもの（」の下に「第五号区分の項第九号及び」を加え、同表第八号区分の項第八号中「二級であったもの（」の下に「第五号区分の項第八号、」を加え、同項第九号中「二級であったもの（」の下に「第五号区分の項第九号、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 規 則

平成二十六年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七 九七一

平成二十六年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年埼玉県条例第五十八号。以下「平成二十六年改正条例」という。)附則第七項から第九項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成二十六年改正条例附則第七項の委員会規則で定める職員)

第二条 平成二十六年改正条例附則第七項の委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(埼玉県人事委員会規則七 二二一。以下「初任給規則」という。)(別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。)をした職員

二 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。)をした職員

三 切替日前に次に掲げる期間(以下この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。)(がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給規則第四十一条、職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号。以下この号において「公益的法人等派遣条例」という。)(第六条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)第十条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)第十条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。)をされたもの

- イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項及び職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定により休職にされていた期間
  - ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
  - ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間
  - ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次号において「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間
  - ホ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第十条第一項に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
  - ヘ 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間
  - ト 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
  - チ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
  - 四 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員
  - 五 切替日以降に再任用職員異動（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員
  - 六 切替日以降に埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得てその号給を決定された職員
- （平成二十六年改正条例附則第八項の規定による給料の支給）
- 第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額（以下この条において「切替後給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなるものには、切替日から平成二十八年三月三十一日までの間は、切替前給料月額と切替後給料月

額との差額（以下この項において単に「差額」という。切替日の前日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年埼玉県条例第二号）附則第八項から第十項までの規定による給料（以下この条において「平成十八年改正条例附則給料」という。）が支給されており、かつ、その額が一万円を超えている者（以下この条において「平成十八年改正条例附則適用者」という。）にあっては、差額に切替日の前日における平成十八年改正条例附則給料から一万円を減じた額を加えた額）を、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、差額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。平成十八年改正条例附則適用者にあつては、差額に切替日の前日における平成十八年改正条例附則給料から一万円を減じた額を加えた額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、差額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。平成十八年改正条例附則適用者にあつては、差額に切替日の前日における平成十八年改正条例附則給料から一万円を減じた額を加えた額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十六年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降に降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、初任給規則第二十三条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十六年改正条例第二条の規定に

よる改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次号において「改正前の給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表、平成二十六年改正条例第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第一項若しくは第二項の給料表又は平成二十六年改正条例第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第一項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（同日に任期付研究員条例第五条第四項又は任期付職員条例第四条第三項の規定の適用を受けていた職員にあっては、同日にその者が受けていたこれらの規定による給料月額。口において「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

口 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。）切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第一から別表第四までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（口において「切替前の再任用給料月額」という。）

ロ 当該再任用職員異動後において法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 あらかじめ人事委員会承認を得て定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、切替日から平成二十八年三月三十一日までの間は、当該人事委員会の定める額とその者の受ける給料月額との差額（以下この項において単に「差



額」という。平成十八年改正条例附則適用者にあつては、差額に切替日の前日に  
おける平成十八年改正条例附則給料から一万円を減じた額を加えた額）を、平成  
二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、差額に三分の二を  
乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。  
平成十八年改正条例附則適用者にあつては、差額に切替日の前日における平成十  
八年改正条例附則給料から一万円を減じた額を加えた額に三分の二を乗じて得  
た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））を、平  
成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、差額に三分の一を  
乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。  
平成十八年改正条例附則適用者にあつては、差額に切替日の前日における平成十  
八年改正条例附則給料から一万円を減じた額を加えた額に三分の一を乗じて得  
た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））を、平  
成二十六年改正条例附則第八項の規定による給料として支給する。

（平成二十六年改正条例附則第九項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、職員の給与に関する条例第十一条第三項  
に規定する職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により引き続き  
新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）  
（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当す  
ることとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額（以下この項  
において「切替後給料月額」という。）がその者が切替日の前日に人事交流等職  
員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当す  
る額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）（以下この  
項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなるもの（人事交流  
等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切  
替日以降に平成二十六年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料  
を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、切替日から平成二十八年三  
月三十一日までの間は、切替前給料月額と切替後給料月額との差額（以下この項  
において単に「差額」という。切替日の前日に人事交流等職員となつたものとし  
た場合に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年埼玉県条  
例第二号）附則第八項から第十項までの規定による給料）（以下この項において「平  
成十八年改正条例附則給料」という。）が支給されており、かつ、その額が一万  
円を超えている者（以下この項において「平成十八年改正条例附則適用者」とい  
う。）にあつては、差額に切替日の前日における平成十八年改正条例附則給料か  
ら一万円を減じた額を加えた額）を、平成二十八年四月一日から平成二十九年三

月三十一日までの間は、差額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。平成十八年改正条例附則適用者にあつては、差額に切替日の前日における平成十八年改正条例附則給料から一万円を減じた額を加えた額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、差額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。平成十八年改正条例附則適用者にあつては、差額に切替日の前日における平成十八年改正条例附則給料から一万円を減じた額を加えた額に三分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成二十六年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十六年改正条例附則第八項の規定による給料の額に相当する額を、平成二十六年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第五条 平成二十六年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 八五四）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十五年四月一日以降」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間」に改める。

## 規 則

教育長の教育委員会の許可を受けるべき地位を定める規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一二―一二六

教育長の教育委員会の許可を受けるべき地位を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第  
十一条第七項の人事委員会規則で定める地位は、次に掲げるものとする。

- 一 顧問
- 二 相談役
- 三 評議員
- 四 参与
- 五 その他前各号に掲げるものに準ずる地位

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県訓令第1号

本 庁  
地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上田 清 司

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

「	66	」	「	65	」
「	67	」	「	66	」
「	68	」	「	66	」
「	68	」	「	66	」
「	68	」	「	66	」
「	68	」	「	67	」
「	69	」	「	67	」
「	69	」	「	67	」
「	70	」	「	68	」
「	70	」	「	68	」
「	71	」	「	69	」
「	71	」	「	69	」
「	71	」	「	70	」
「	72	」	「	71	」

別表第四中

「	59	」	「	58	」
「	59	」	「	58	」
「	59	」	「	59	」

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

# 訓令

## 埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第四中

66
67
68
69
69
70
70
71
71
72

を

65
66
66
67
67
67
67
68
68
69
70
71

に、

66
67

68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
70
70

を

65
66
66
66
66
67
67
67
67
68
68
69
69
69

に、

59
59

59

を

58
58
59

に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 告示

埼玉県告示第二百九十六号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方  
法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり  
当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	条項
埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年三月三十一日規則第十九号）	第二十三条第二項及び第三項

## 告 示

埼玉県告示第二百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年三月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ほのぼのクラブ
- 三 代表者の氏名  
須 田 稔
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市亀ヶ谷東原四番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県内地区の高齢者に対し、『よりよい生活環境』を提供し誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与する事を目的とする。

# 告示

埼玉県告示第二百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都江東区豊洲三丁目三番 三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・デ ータ 代表取締役社長 岩本 敏男	自動車税、不動産取 得税及び個人事業税 に係る徴収金の収納 事務（左欄の徴収金 のとりまとめ）	平成二十七年三月一 日から平成三十年二 月二十八日まで
東京都千代田区二番町八番地 八 株式会社セブン・イレブン・ジ ヤパン 代表取締役 井阪 隆一 東京都豊島区東池袋三丁目一 番一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 中山 勇 東京都品川区大崎一丁目十一 番二号 株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一 愛知県稲沢市天池五反田町一	自動車税、不動産取 得税及び個人事業税 に係る徴収金の収納 事務（上欄に掲げる それぞれの受託者の 直営店舗及びこれら の者とフランチャイ ズ契約等を締結して いる加盟店舗におけ る収納事務）	同右



---

番地

株式会社サークルKサンクス

代表取締役 竹内 修一

東京都千代田区神田錦町一丁

目一番地

ミニストップ株式会社

代表取締役 宮下 直行

東京都千代田区岩本町三丁目

十番一号

山崎製パン株式会社

代表取締役社長 飯島 延浩

東京都中央区日本橋一丁目一

番一号

国分グローサーズチエーン株

式会社

代表取締役 横山 敏貴

群馬県前橋市亀里町九〇〇番

地

株式会社セーブオン

代表取締役 平田 実

神奈川県横浜市中区日本大通

十七番地

株式会社スリーエフ

代表取締役 中居 勝利

愛知県名古屋市中区栄一丁目

七番三十四号

---

---

株式会社ココストア

代表取締役 盛田 宏

広島県広島市安佐北区安佐町

大字久地六百六十五番地の一

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 真司

北海道札幌市中央区南九条西

五丁目四百二十一番地

株式会社セイコーマート

代表取締役 丸谷 智保

東京都港区港南一丁目八番二

十七号

株式会社しんきん情報サービ

ス

代表取締役 馬場 英一

# 告示

埼玉県告示第二百九十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、埼玉県公営企業管理者から杉戸町の区域内において行われる杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

杉戸町産業団地拡張推進室

幸手市産業団地整備推進室

春日部市環境政策推進課

野田市環境保全課

境町防災安全課

## 二 縦覧の期間

平成二十七年三月二十七日（金）から平成二十七年四月十日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

## 告 示

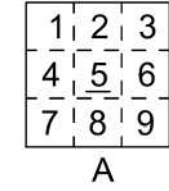
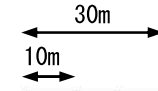
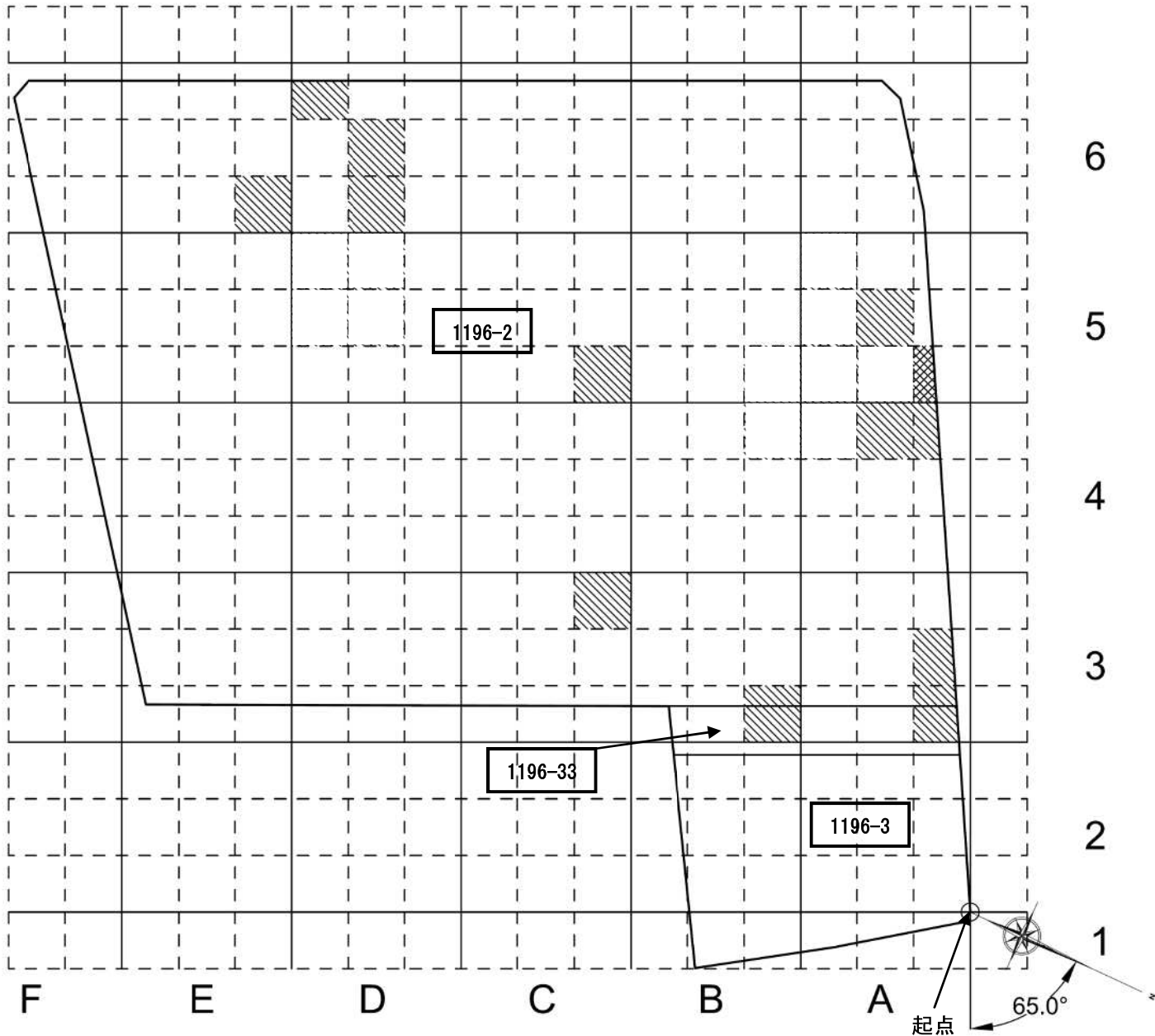
### 埼玉県告示第二百号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第二百二十四号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番二の一部及び千百九十六番三十三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去



下線の区画を A1-5 とする

**起点**  
 起点は、埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目  
 1196-3 の敷地境界の最北端

**格子の回転角度 65.0 度**  
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線  
 並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線  
 により構成される格子を、起点を支点に右方向に  
 回転させた角度。

- 凡例**
- : 対象地 (敷地境界)
  - : 10m 格子
  - : 30m 格子
  - : 形質変更時要届出区域  
 基準に適合していない特定有害物質の  
 種類: 六価クロム化合物
  - : 形質変更時要届出区域を解除する区画

## 告 示

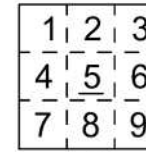
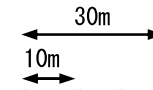
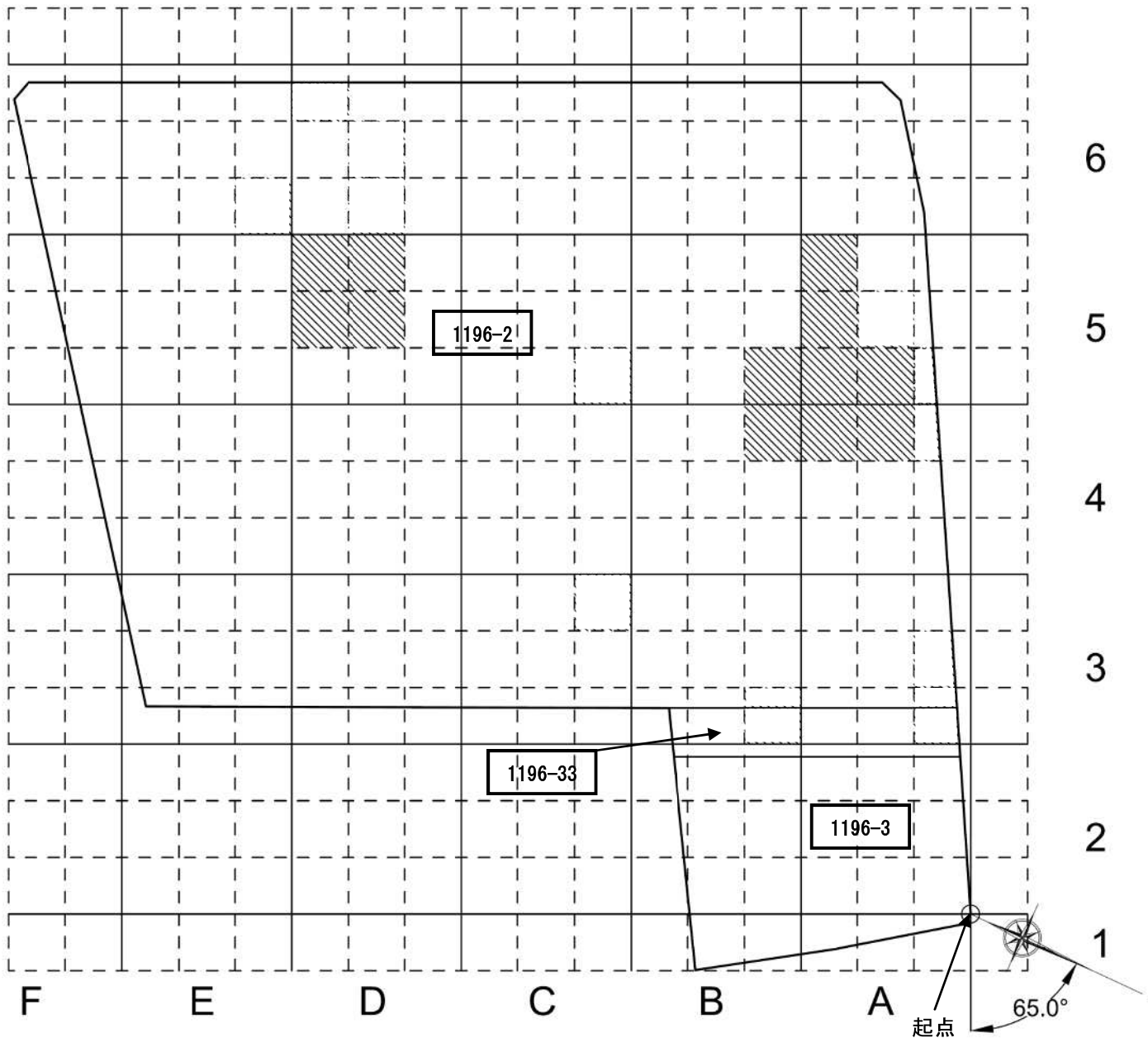
### 埼玉県告示第三百一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第四百三十一号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
仮置きした基準不適合土壤等の除去



A

下線の区画を A1-5 とする

起点

起点は、埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目  
1196-3の敷地境界の最北端

格子の回転角度 65.0度

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線  
並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線  
により構成される格子を、起点を支点に右方向に  
回転させた角度。

凡例

□ : 対象地 (敷地境界)

--- : 10m 格子

— : 30m 格子

▨ : 形質変更時要届出区域を解除する区画

# 告 示

埼玉県告示第百二十二号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告示

埼玉県告示第三百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

沼南駅前ビル

埼玉県上尾市原市中一丁目一番地八 外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十七年十一月十四日

## ニ 届出年月日

平成二十七年三月十三日

## 二 縦覧期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第三百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

沼南駅前ビル

埼玉県上尾市原市中一丁目一番地八 外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県上尾市大字原市二千二百五十四番地

（変更後）埼玉県上尾市原市中一丁目一番地八 外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）有限会社ヤベエステート 代表取締役 矢部基久

株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）有限会社ヤベエステート 代表取締役 矢部基久

株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

## ハ 変更年月日

平成二十五年二月一日 外

## ニ 届出年月日

平成二十七年三月十三日

## 二 縦覧期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第三百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越駅前脇田ビル

埼玉県川越市脇田町百三番地

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）九千四百三十六平方メートル

（変更後）八千百九十二平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九三台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時

（変更後）株式会社東武ストア他 午前七時から翌午前一時

ソフトバンクモバイル株式会社 午前十時から午後九時

イー・ピー・シー株式会社 午前十時から午後七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前九時三十分から午後十時三十分

（変更後）駐車場一 午前六時四十五分から午後十時

駐車場二 午後九時四十五分から翌午前一時十五分

## 八 変更年月日

平成二十七年十一月十七日

## 二 届出年月日

平成二十七年三月十六日

## 二 縦覧期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十七年三月二十七日から平成二十七年七月二十七日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

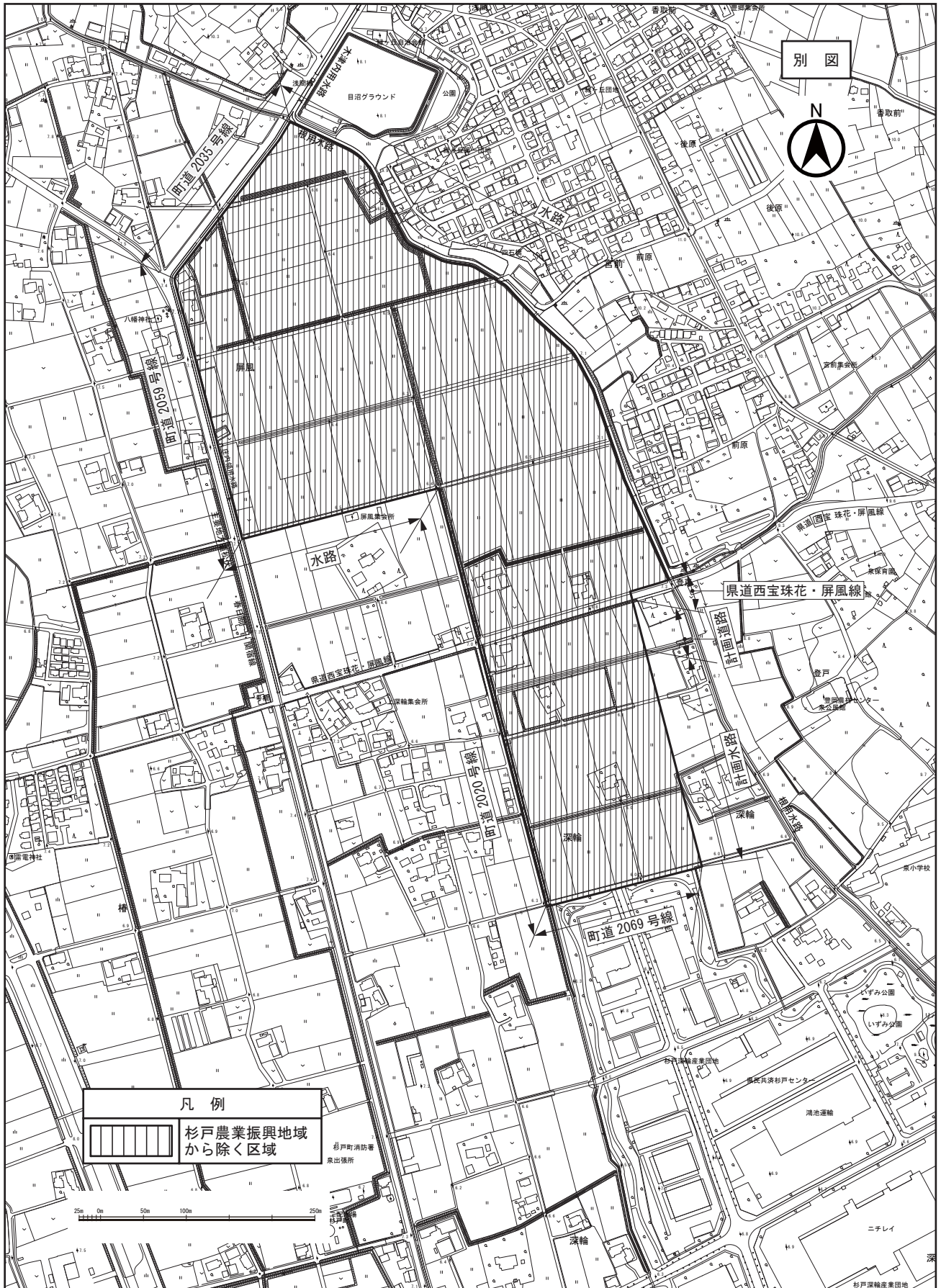
# 告 示

## 埼玉県告示第三百六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、杉戸農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。


平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



別図



凡例  
 杉戸農業振興地域から除く区域

25m 0m 50m 100m 250m



# 告 示

埼玉県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
荒川中部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	花 輪 利 一 郎	埼玉県大里郡寄居町大字金尾五百七十五番地
理事	鈴 木 功	埼玉県深谷市普濟寺千二十番地

# 告示

埼玉県告示第百二十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	川越栗橋線	桶川市大字川田谷字稻荷二八一九番一地先から 桶川市泉二丁目三五二番四地先まで
県道	所沢堀兼狭山線	所沢市大字松郷三一二番三地先から 所沢市大字下富字武野八二八番五地先まで
県道	上尾久喜線	久喜市下早見字内谷一八三六番二地先から 久喜市下早見字大谷一六〇三番一地先まで

## 二 指定する期日

平成二十七年四月一日

## 三 通行方法

一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

### イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

### ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二

メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

#### 八 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一一 一三 二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市桜区新開四丁目三千二百五十九番一 他四十八筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万八千六百三十八・八立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第三百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 施行者の名称

狭山市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から

平成三十二年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 汚水

- (1) 収用の部分  
変更なし

- (2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千四百二十六号、昭和五十年埼玉県告示第千三百八十一号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十三号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百七十九号、昭和五十八年埼玉県告示第千百六十二号、昭和六十一年埼玉県告示第四十一号、昭和六十二年埼玉県告示第五百六十二号、昭和六十三年埼玉県告示第七百六十六号、平成元年埼玉県告示第四百五十六号、平成四年埼玉県告示第四百九十二号、平成六年埼玉県告示第千四百十一号、平成十一年埼玉県告示第二百六十四号、平成二十年埼玉県告示第三百八号及び平成二十五年埼玉県告示第四百十三号の事業地に大字青柳字新屋敷、字平野中、字水久保及び字向新田、人間川字上中原、大字上広瀬字西久保、大字笹井字沢口上、字八木上及び字西八木、大字堀兼字旭野、字一本橋、字尾花台、字残地、字平野上、字広野及び字雪見台、大字南入曾字北流及び字町屋道を加え、大字青柳字旭台、字毛無、字山王塚、字新屋敷前、字台、字堂山、字苗間、字西馬知屋敷、字西丸山、字馬知屋敷後、字東丸山、

字本村、字六万坊、字六万坊新田、字宿屋敷、字柳窪及び字四軒屋、入間川字井戸窪台、字沢、字沢久保、字沢台、字下窪、字下向沢、字下平野、字中原、字中向沢、字中平野、字二及び字口、入間川二丁目、入間川四丁目、大字加佐志字天沼、字稻荷山、字下向、字西裏、字普門寺及び字本開、柏原字字尻、字上ノ原、字上宿、字金井林、字北本宿、字御所ノ内、字小山上、字笹久保、字下田、字城ノ越、字中宿田、字西宿田、字英、字早道場、字半貫、字東宿田、字南本宿、字宮ノ越、字宮林及び字宮原、大字上奥富字揚爐木下、字上川原、字川原新田、字下大海道、字新田、字平塚及び字淵畑、大字上広瀬字霞ヶ丘、大字北入曾字入間野、字上之原、字下原、字堀難井、字南入間野及び字三芳野、大字笹井字坂上、字沢口、字淵ノ上、字八木及び字宮地上、笹井一丁目、狭山、沢、大字下奥富字稻荷上、字大芦、字金堀、字亀井、字久保田、字坂上、字芝、字清水、字西方、字西川原、字吹上、字前田西、字三島木及び字宮後、大字根岸字大道東、大字堀兼字月見台、字平野及び字芳野、大字水野字月見野、字逃水及び字本堀、大字南入曾字稻荷前、字北ノ前、字桑原、字故境、字故戦場、字山王塚、字出口、字西ノ前原、字中原、字野境、字本橋場、字的場及び字屋敷裏地内において事業地を変更する。

## □ 雨水

### (1) 収用の部分

変更なし

### (2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

埼玉県告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 施行者の名称

川島町

## 二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川島公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

平成三十二年三月三十一日まで

## 四 変更に係る事業地

### イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

### ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

# 告 示

埼玉県告示第三百十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十七年三月二十一日付けで、次のとおり処分した。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
彩栄ハウ ジング株 式会社	代表取締役鈴木雄 二	埼玉県川越市 諏訪町十三番 地四	平成二十七年四月十五 日から同年五月十四日 まで三十日間の業務の 全部停止

# 告 示

埼玉県告示第三百十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十七年三月二十一日付けで、次のとおり処分した。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
クローバ ーネット 株式会社	代表取締役上秀樹	埼玉県桶川市 寿二丁目十六 番四号	平成二十七年四月十五 日から同年五月十四 日まで三十日間の業務 の全部停止

# 告 示

埼玉県告示第三百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十七年三月二十一日付けで、次のとおり処分した。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
株式会社 アシスト	代表取締役小林孝 夫	埼玉県所沢市 小手指町二丁 目十二番地七	平成二十七年四月十五 日から同年五月十四 日まで三十日間の業務 の全部停止



# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一地先まで</p> <p>同市大和田二丁目八七七番</p>	<p>新座市大和田二丁目八七三番十三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一九・二八〃</p> <p>二八・四六</p>	<p>一九・二八〃</p> <p>二一・〇七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二二・三一</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路線名 深谷寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで 同市柏合字山本六五番一 地</p>	<p>深谷市上野台字崩三一三一 番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・九〇 一四・八〇</p>	<p>九・六〇 一二・九〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五〇六・六〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事</p>		<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

<p>県道平方東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>越谷市大字北川崎字下町二三四番二地 先から 同市大字北川崎字下町二二六番五地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十六年六月十三日付け 埼玉県越谷県土整備事務所長 告示第七号における道路区域 の供用開始である。延長二一 二・一一メートル。</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十六年一月二十八日

指令川建セ第二五〇一三五〇号

## 二 検査済証番号

平成二十七年三月二十日

川建セ第二六〇一六二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字中廓千百三番一、千百三番二、千百八番六、千百八番七

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字中山千百八番地  
新井 豊

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十六年七月二十二日

指令川建セ第二六〇〇三一〇号

## 二 検査済証番号

平成二十七年三月二十日

川建セ第二六〇一六三号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字岡谷七百四十三番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田千六百九十二番地二 昭和ビル二〇三号

首藤 康祐



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年十月九日

指令川建セ第二六〇〇七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十七年三月二十四日

川建セ第二六〇一六六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形字北中島千七百十五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形千七百十五番地

小林 真人

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年十一月二十日

指令川建セ第二六 七八号

二 検査済証番号

平成二十七年三月二十五日

川建セ第二六 一六五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三千五百九十九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町みなみ野三丁目十九番地七 パークハウス二十一 百一

北澤恭平

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 井野良明

指定番号	第九号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十七年三月二十日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡上里町大字金久保字丘ヶ山六百三十九番四及び六百三十九番一先の水路の一部
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十五・九九メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇メートル

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十七年三月十七日

指令越建セ第二六〇〇二九一号

### 二 検査済証番号

平成二十七年三月二十日

越建セ第五二五―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸四丁目二十七番二

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸二丁目六番十三号

小島 誠

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十七年三月二十日

指令越建セ第二六〇〇三四二号

### 二 検査済証番号

平成二十七年三月二十日

越建セ第五二六一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目九百三十一番四

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目六番二十一号

竹内 久喜

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十七年三月三日

指令越建セ第二六〇〇九一号

### 二 検査済証番号

平成二十七年三月二十三日

越建セ第五二七一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東八百六番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目十一番十四号

松本 美由紀

# 告 示

埼玉県公営企業告示第十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十七年において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者  
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
  - イ 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
  - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第二百二十条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - ニ 入札公告日以後開札日までに、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
  - ホ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受



けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格と認める者

### 三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本の額

### 四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十七年において埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十七年三月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者  
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
  - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
  - ロ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）第六六十八条の規定により、埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - ハ 埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業告示第七号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - ニ 入札公告日以後開札日までに、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
  - ホ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、埼玉県下水道事業管理者が不適格と認める者
- 三 認定を受けるための要件  
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間  
入札公告において定める。